

令和5年第6回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和5年6月16日(金) 午前8時55分～午前9時34分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行		
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文		
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫		

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (1人)

11番 木 立 康 行

8 付議案件

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 非農地証明申請について

9 事務局職員

事務局長
農政農地係長
主 査
主 事
主 事 補

中 田 憲 人
福 士 博 幸
山 田 和 晶
工 藤 慎 也
福 澤 野 亜

中田 事務局 長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職 務 代 理 者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議 長	ただいまから、令和5年第6回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、9番工藤元伸委員、10番佐藤孝文委員をお願いします。書記には事務局の富士係長をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤 主事 補	報告第13号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年5月受理分は、相続が11件、総面積61,681㎡、田が24筆32,080㎡、平畑が11筆8,076㎡、樹園地が17筆21,525㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 議案第30号につきましては、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 (櫻庭太志推進委員退席)

	それでは議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
福澤主事補	議案第30号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が2件、所有権移転が8件です。 4ページをご覧ください。 (1) 賃借権設定です。 受付番号26番は、大字南中野字堰下の田、2,356㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号27番は、大字中川字花岡の畑、1,974㎡を新規農家のため、10年間貸借するものです。 受付番号27番は、新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 5ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号24番は、大字温湯字大平中道右ノ方の樹園地、ほか2筆合計1,490㎡を親から子へ贈与により取得するものです。 受付番号25番は、大字袋字富岡の樹園地、ほか6筆合計27,643㎡を親から子への贈与により取得するものです。 受付番号26番は、大字温湯字上川原の畑、244㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。 受付番号27番は、大字南中野字留矢場の畑、ほか4筆合計4,282㎡を兄から弟への贈与により取得するものです。 受付番号28番は、大字東野添字長坂道北の畑、ほか1筆合計5,590㎡を新規農家のため姉から弟への贈与により取得するものです。 受付番号29番は、大字上十川字村元一番の畑、ほか1筆合計937㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号30番は、大字上十川字北原六番の樹園地、ほか1筆合計670㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 受付番号31番は、大字南中野字田ノ沢の畑、ほか2筆合計6,634㎡を親から子への贈与により取得するものです。 受付番号26番、28番は、新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。

議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、8 番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回申請があった農地について、去る 6 月 6 日、工藤勝彦委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号 26 番は、現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号 27 番は、現況は畑で、権利取得後は、トマトの栽培が行われます。 受付番号 27 番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した結果を報告します。 申請人は、親族がトマト栽培をしており、数年間作業の手伝いをしていたなかで、自分で農地を持って営農していきたい、という思いが強くなり、申請に至ったとのことです。 栽培作物はミニトマトを予定しており、ビニールハウスによる施設栽培を考えているとのことです。次世代投資資金事業の関係で、令和 5 年 3 月から令和 6 年 2 月までミニトマト農家のもとで農作業研修を受け、令和 6 年度より本格的に営農するとのことです。 農業機械等は J A より借入するとのことです。 出荷先は J A を考えており、収量が増えれば飲食店等へのお荷も考慮していくとのことで、農業への意欲もあることから農地を取得することに問題はないと思われます。 (2) 所有権移転です。 受付番号 24 番、25 番は、現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。 受付番号 26 番は、新規農家による申請のため聞き取り調査した結果を報告します。 申請人は野菜づくりが好きで、自家消費用に数年前から譲渡人と口約束により借受して耕作していたとのことです。下限面積要件の廃止に伴い、申請に至ったとのことです。 農業機械等の所有状況は、トラクター、スイング式草刈機、軽トラックを所有しているとのことで、農業への意欲もあることから農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号 27 番は、現況は畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 受付番号 28 番は、現況は畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 受付番号 28 番は新規農家による申請のため聞き取り調査した結果を報告します。

		譲渡人は、兼業農家として営農を続けてきましたが、農地の管理や耕作していくことが難しくなってきたため、姉と相談し、贈与することになり、申請に至ったとのことです。 申請地には、5年以上前から梨、栗、ブルーベリー、プルーン、ぶどう等の雑果樹が植樹されているとのことで、農地の権利取得後は、トマト等のやさいを栽培し、全て自家消費していくとのことです。 譲受人は5年以上農作業の手伝いをしており、農業への意欲もあることから農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号29番は、現況は畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 受付番号30番は、現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。 受付番号31番は、現況は畑で、権利取得後は、メロンの栽培が行われます。 今回申請があった10件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第30号は、原案のとおり決定いたします。 (櫻庭太志推進委員は指定席に着く) 次に、議案第31号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第31号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙9ページから説明いたします。 受付番号5番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は錦町、登記地目は田、現況地目は畑、面積は99㎡、住宅敷地拡張用地として、取得し利用したいとのことです。 農地区分は、都市計画区域内の土地で、第3種農地に該当しますので、問題はないものと思われます。 受付番号6番、申請人は記載のとおりです。

	土地表示は、追子野木一丁目、登記地目は田、現況地目は田、面積は2, 111㎡、資材置場用地として取得し、利用したいとのことです。 農地区分は、都市計画区域内の土地で、第3種農地でありますので、問題はないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、8番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回、5条申請があった土地について、去る6月6日、工藤勝彦委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査ならびに申請書および添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号5番は、住宅敷地拡張用地として取得し、利用するための申請です。 場所は、黒石東小学校から西へ約150mに位置しており、周辺の状況は、北側は農地及び宅地、その他は宅地となっております。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請人の住宅には家庭菜園があり、家庭菜園用の資材置場が不足しているとのことです。隣地の農地の所有者と交渉したところ、成立したので申請に至った、とのことです。 受付番号6番は、資材置場用地として取得し、利用したいとのことです。 場所は、黒石消防署から西へ約570mに位置しており、周辺は宅地に囲まれております。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、追子野木一丁目地内に事業所があり、資材置場用地が不足していることから、周辺の土地の所有者と交渉したところ、成立したので申請に至った、とのことです。 盛土は道路より低くするとのこと、雨水は地下浸透するとしており、また、フェンスを設置して、周辺に土砂流出しないようするとのこと。 以上のことから、今回の2件の申請は、農地転用することで周辺に影響することは、無いものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐 山 委 員	申請地の境界は、どうなっていますか。 境界に木を植栽する場合がありますが、後々、木が大きくなり、境界で揉める原因となっていることが多くみられる。 聞き取り調査をするときに、特に、宅地などの転用の聞き取り調査では、境界の確認を注意してほしい。
福 士 係 長	聞き取り調査では、境界について、農地転用の申請時点で確認はされております。境界の管理は、どのようにするのか、確認するようにいたします。

佐 山 委 員	転用許可後、争いごとがないようにお願いします。私からの提案です。
議 長	そのほか、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第31号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第32号につきましては、高木一弥推進委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例により、退席をお願いします。 また、私が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 (木立康行会長、高木一弥推進委員退席)
議 長 (職務代理者)	それでは、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第32号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が20件、所有権移転が5件です。 別紙11ページから説明します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号1番は、松原の田、1, 581㎡です。 12ページへ移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号47番から66番は、全て農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号47番は、飛内北の田、2, 994㎡を10a当たり12, 000円の設定です。 受付番号48番は、飛内北の田、1, 814㎡を10a当たり12, 000円の設定です。 受付番号49番は、大字豊岡字長坂の田、ほか1筆合計4, 192㎡を10a当たり10, 000円の設定です。 受付番号50番は、大字豊岡字長坂の田、ほか4筆合計5, 018㎡を

10 a 当たり10,000円の設定です。

受付番号51番は、田山平の田、4,067㎡を10 a 当たり9,000円の設定です。

受付番号52番は、大字牡丹平字稻荷沢下の田、7,200㎡を10 a 当たり10,000円の設定です。

受付番号53番は、八甲の田、3,392㎡を10 a 当たり18,000円の設定です。

受付番号54番は、大字豊岡字姥懐の田、ほか1筆合計5,545㎡を10 a 当たり6,600円の設定です。

受付番号55番は、大字浅瀬石字扇田の田、ほか1筆合計6,163㎡を10 a 当たり18,000円の設定です。

受付番号56番は、大字中川字富田の田、ほか1筆合計7,481㎡を10 a 当たり18,000円の設定です。

受付番号57番は、大字上十川字北原一番の田、ほか2筆合計5,944㎡を10 a 当たり4,200円の設定です。

受付番号58番は、馬場尻南の田、ほか1筆合計7,417㎡を10 a 当たり11,000円の設定です。

受付番号59番は、大字中川字花岡の田、1,741㎡を10 a 当たり10,000円の設定です。

受付番号60番は、大字中川字篠村の田、ほか1筆合計2,757㎡を10 a 当たり10,000円の設定です。

受付番号61番は、大字二双子字野田の田、ほか5筆合計13,183㎡を10 a 当たり18,000円の設定です。

受付番号62番は、大字上十川字北原二番の田、3,700㎡を10 a 当たり10,000円の設定です。

受付番号63番は、大字境松字村井の田、ほか2筆合計4,221㎡を10 a 当たり10,000円の設定です。

受付番号64番は、大字上十川字北原五番の田、1,833㎡を10 a 当たり8,500円の設定です。

受付番号65番は、大字二双子字野田の田、3,893㎡を10 a 当たり18,000円の設定です。

受付番号66番は、大字二双子字野田の田、ほか7筆合計8,810㎡を10 a 当たり10,000円の設定です。

18ページへ移ります。

(3) 所有権移転です。

受付番号18番は、大字赤坂字東池田の田、3,648㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号19番は、青山の田、1,963㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

	受付番号 20 番は、大字南中野字不動沢ノ上の畑、ほか 1 筆合計 4, 102 m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号 21 番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、5, 067 m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号 22 番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の畑、2, 142 m²を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員一同	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第 32 号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、審議が終了いたしましたので、議長を木立会長と交代いたします。 ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、高木一弥推進委委員は指定席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第 33 号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福士係長	議案第 33 号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第 3 条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙 21 ページで説明いたします。 今回申請のあった、受付番号 3 番、4 番は、登記地目は田、3 番では面積 165 m²、4 番では 158 m²、土地の所有者は記載のとおりです。 証明の内容は、現在の状況、雑種地です。 この土地については、添付書類から「過去に農地転用許可を受け、その許可等に係る工事が完了し、その事業に供されている土地」と判定されます。内容から現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。

議 長	それでは、現地調査を行った、8番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る6月6日、工藤勝彦委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、現地調査及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号3番は、4番は、雑種地として非農地証明を受けたいとのことです。 現況は、雑種地として利用されております。 添付書類には、昭和50年4月23日付けで、農地法第5条許可を受けた書類がありました。 土地の形状から、宅地分譲用地として所有権移転され、現在に至るものと思われます。 現地には、建物は建築されておりませんので、土地利用の状況は、雑種地と認められます。 以上、非農地証明を受けたい申し出のあった土地について、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第33号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和5年第6回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時34分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。

令和5年6月16日

議長

木立康行

議事録署名者

佐藤元伸

議事録署名者

佐藤孝文